

山鹿市環境センター一長期包括運営事業
入札説明書

山鹿市

令和4年4月

山鹿市(以下、「本市」という。)は、「山鹿市環境センター長期包括運営事業」(以下、「本事業」という。)について、山鹿市環境センター(以下、「本施設」という。)の運営管理委託事業を、総合評価一般競争入札により実施することとした。

本事業は、本施設に搬入される一般ごみ(収集可燃ごみ、一般持込可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、破碎選別可燃残渣)の処理を、本施設の基本性能を発揮させ、適正(安定的、経済的、衛生的かつ安全)に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運営管理と経費の効率化を図ることを目的として、包括的に委託するものである。

この入札説明書は、本市が本事業を実施する運営事業者を選定するにあたり、入札参加者に公表するものである。入札参加者は入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類等を提出することとする。

なお、入札説明書に併せて公表する以下の資料についても入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

- ①要求水準書
- ②事業委託契約書(案)
- ③落札者決定基準
- ④様式集

目 次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 第1章 | 用語の定義 | 1 |
| 第2章 | 事業の概要 | 3 |
| 第1節 | 事業名 | 3 |
| 第2節 | 事業実施場所 | 3 |
| 第3節 | 施設の管理者 | 3 |
| 第4節 | 事業期間 | 3 |
| 第5節 | 契約の形態 | 3 |
| 第6節 | 予定価格の公表 | 3 |
| 第7節 | 関係法令等の遵守 | 3 |
| 第8節 | 施設等の概要 | 4 |
| 第9節 | 本事業の範囲 | 5 |
| 第3章 | 入札・契約等のスケジュール | 6 |
| 第1節 | 入札・契約等のスケジュール | 6 |
| 第2節 | 委員会の設置 | 7 |
| 第4章 | 参加者に関する事項 | 8 |
| 第1節 | 参加者の構成 | 8 |
| 第2節 | 参加資格要件 | 8 |
| 第5章 | 入札に関する事項 | 10 |
| 第1節 | 入札説明書等（参加資格審査）に関する質問の受付 | 10 |
| 第2節 | 入札説明書等（参加資格審査）に関する質問に対する回答 | 10 |
| 第3節 | 参加資格審査申請書等の提出 | 10 |
| 第4節 | 審査方法等 | 11 |
| 第6章 | その他 | 16 |
| 第1節 | 入札に関する留意事項 | 16 |
| 第2節 | その他 | 18 |
| 第3節 | 問い合わせ先 | 18 |

第1章 用語の定義

本入札説明書において用いる用語を以下のとおり定義する。

| | |
|-----------------|---|
| 本 施 設 | 「山鹿市環境センター」をいう。 |
| 本 事 業 | 「山鹿市環境センター長期包括運営事業」をいう。 |
| プ ラ ン ト | 本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。 |
| 建 築 物 | 本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。 |
| 処 理 対 象 物 | 要求水準書に示す「処理対象物」をいう。 |
| 民 間 事 業 者 | 本市と契約を締結し、本事業を実施する者であり、本施設の長期包括運営事業者の総称をいう。 |
| 参 加 者 | 本事業に参加しようとする者をいう。 |
| 参 加 企 業 | 本事業に単独の企業で参加する企業をいう。 |
| 参 加 グ ル ー プ | 本事業に複数の企業で参加する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。 |
| 代 表 企 業 | 単独の企業で参加する場合には参加企業を指す。 参加グループで参加する場合には、構成員から選出され参加手続等を行う企業をいう。 |
| 構 成 員 | 本事業に複数の企業で参加する場合において、参加者を構成する企業をいう。 |
| 協 力 企 業 | 本事業を実施する企業で事業開始後、本事業の一部を民間事業者から請負又は受託することを予定している企業をいう。 |
| 運 営 事 業 者 | 民間事業者のうち、本市と契約を締結し、本事業を実施する者をいう。 |
| 運 営 管 理 | 本事業に係る業務であり、業務委託契約書及び要求水準書、改善後の事業提案書、改善後の事業計画書等に基づく業務をいう。 |
| 運 営 業 務 委 託 契 約 | 本市と長期包括運営事業者との間で締結される契約をいう。 |
| 要 求 水 準 書 | 「山鹿市環境センター長期包括運営事業 要求水準書」をいう。 |
| 募 集 要 項 | 本入札説明書、要求水準書、運營業務委託契約書(案)、落札者選定基準、様式集から構成され、本事業に関する要求水準、契約条件の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。 |
| 応 募 資 料 | 本事業の応募に際して参加者が本市に提出するものであり、入札説明書に提出書類として規定する所定様式の「参加申込書、参考見積書、事業提案書、事業計画書並びに入札書、改善後の事業提案書、改善後の事業計画書」の総称をいう。 |
| 参 加 申 込 書 | 本事業の応募に際して参加者が本市に提出する応募資料の一つであり、本入札説明書の「参加申込手続」において規定する提出書類一式をいう。 |
| 提 案 書 | 本事業の応募に際して入札参加者が本市に提出する応募資料の一つであり、本入札説明書の「第2次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、「事業提案書、事業計画書」をいう。 |
| 改 善 後 の 提 案 書 | 本事業の応募に際して入札参加者が本市に提出する応募資料の一つであり、本入札説明書の「第3次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、「改善後の事業提案書、改善後の事業計画書」をいう。 |

| | |
|-----------|--|
| 参 考 見 積 書 | 本事業の応募に際して入札参加者が本市に提出する応募資料の一つであり、本入札説明書の「第2次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、「参考見積書」をいう。 |
| 入 札 書 | 本事業の応募に際して入札参加者が本市に提出する応募資料の一つであり、本入札説明書の「第3次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、「入札書」をいう。 |
| 事 業 内 訳 書 | 本事業の応募に際して入札参加者が本市に提出する応募資料の一つであり、本入札説明書の「第3次審査の実施」において提出書類として規定するもののうち、入札価格の内訳書をいう。 |
| 委 員 会 | 本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案の審査を行う目的で、本市が設置する「山鹿市環境センター長期包括運営事業受託者選定委員会」をいう。 |

第2章 事業の概要

第1節 事業名

山鹿市環境センター長期包括運営事業

第2節 事業実施場所

熊本県山鹿市石416

第3節 施設の管理者の名称

山鹿市長 早田 順一

第4節 事業期間

本事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとする。

第5節 契約の形態

本市は、本事業に係る運営業務委託契約を運営事業者と締結する。

第6節 予定価格の公表

本事業の予定価格は、後日公表する。

第7節 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

第8節 施設等の概要

| | | |
|-------|--------------|---|
| 工場棟 | ①処理形式 | 間欠運転式ストーカ炉 |
| | ②施設規模 | 46 t / 日 (23 t / 16 h × 2 炉) |
| | ③受入・供給設備 | ピット&クレーン式 ごみピット容積：1000m ³ ごみクレーン：吊上荷重 3.13t、定格荷重 0.95t |
| | ④燃焼設備 | ストーカ式 |
| | ⑤ガス冷却設備 | 水噴射式 |
| | ⑥排ガス処理設備 | 排ガス減温装置＋有害ガス除去装置＋バグフィルタ |
| | ⑦余熱利用設備 | 温水発生器による場内温水利用(熱回収率 10%以上を確保) |
| | ⑧通風設備 | 平衡通風方式 |
| | ⑨灰出設備 | バンカ貯留方式 |
| | ⑩飛灰処理設備 | 薬剤(キレート)処理、バンカ貯留方式 |
| | ⑪給水設備 | 生活用水：上水 プラント用水：井水 |
| | ⑫排水処理設備 | ごみピット汚水：ごみピットへ返送後、ピット内のごみとともに炉内処理及び炉内噴霧(炉内蒸発酸化処理) 生活排水：下水道放流 プラント排水：排水処理装置で処理後、ガス冷却噴射水として再利用 プラントホーム排水、洗車排水：プラント排水とともに排水処理装置で処理後、ガス冷却噴射水として再利用 |
| 関連施設等 | ①ごみ計量機 | ロードセル式(4点支持) 数量：1基 最大秤量 30 t 最小目盛 10kg |
| | ②管理棟 | 管理棟 |
| | ③ストックヤード等 | 屋外ストックヤード、洗車棟、車庫棟 |
| | ④多目的広場 | 多目的広場、付帯設備 |
| | ⑤防災調整池 | 防災調整池、付帯設備 |
| | ⑥敷地周辺(遊歩道付近) | 敷地周辺(遊歩道付近) 遊具 |

※外構(構内道路・駐車場を含む)を含めて維持管理業務範囲とする。

第9節 本事業の範囲

運営事業者が実施する本事業の範囲は、次のとおりとする。なお、各業務における具体的な内容については、要求水準書、事業契約書（案）（以下、「契約書（案）」という。）に示すものとする。

| 施設 | 業 務 内 容 |
|-------|--|
| 工場棟 | 運転管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設運転管理業務 ・搬入管理業務 ・搬出物管理業務 ・用役管理業務 ・運転管理記録作成業務 |
| | 維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・点検・検査・補修・更新業務 ・清掃業務 |
| 関連施設等 | ①搬入管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホーム内での案内、指示業務（廃棄物の性状確認を含む。） |
| | ②防災調整池 <ul style="list-style-type: none"> ・巡回点検 ・清掃（1回/年程度、防災調整池の機能保全のために必要となる排水部廻りの清掃は毎年実施） |
| | ③管理共同利用施設のうち対象設備（各建築設備等） <ul style="list-style-type: none"> ・点検、保守管理 |
| | ④外構施設のうち対象施設・設備（植栽物を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・点検、保守管理 |
| 共通 | 環境管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が行う環境管理業務 ・本市が行う環境管理業務への協力 |
| | 資源化促進業務 <ul style="list-style-type: none"> ・安定して適正な資源化が行われるよう回収物の品質の確保と出荷 |
| | 情報管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・運転記録報告業務 ・点検・検査報告業務 等 |
| | 安全衛生管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の安全と健康の確保 ・作業環境の管理及び作業環境管理基準の遵守 ・安全作業マニュアルの作成と周知徹底 等 |
| | 防災管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の防止 ・緊急対応マニュアルの作成 ・自主防災組織の整備 等 |

第3章 入札・契約等のスケジュール

第1節 入札・契約等のスケジュール

入札・契約等のスケジュールは、以下を予定している。

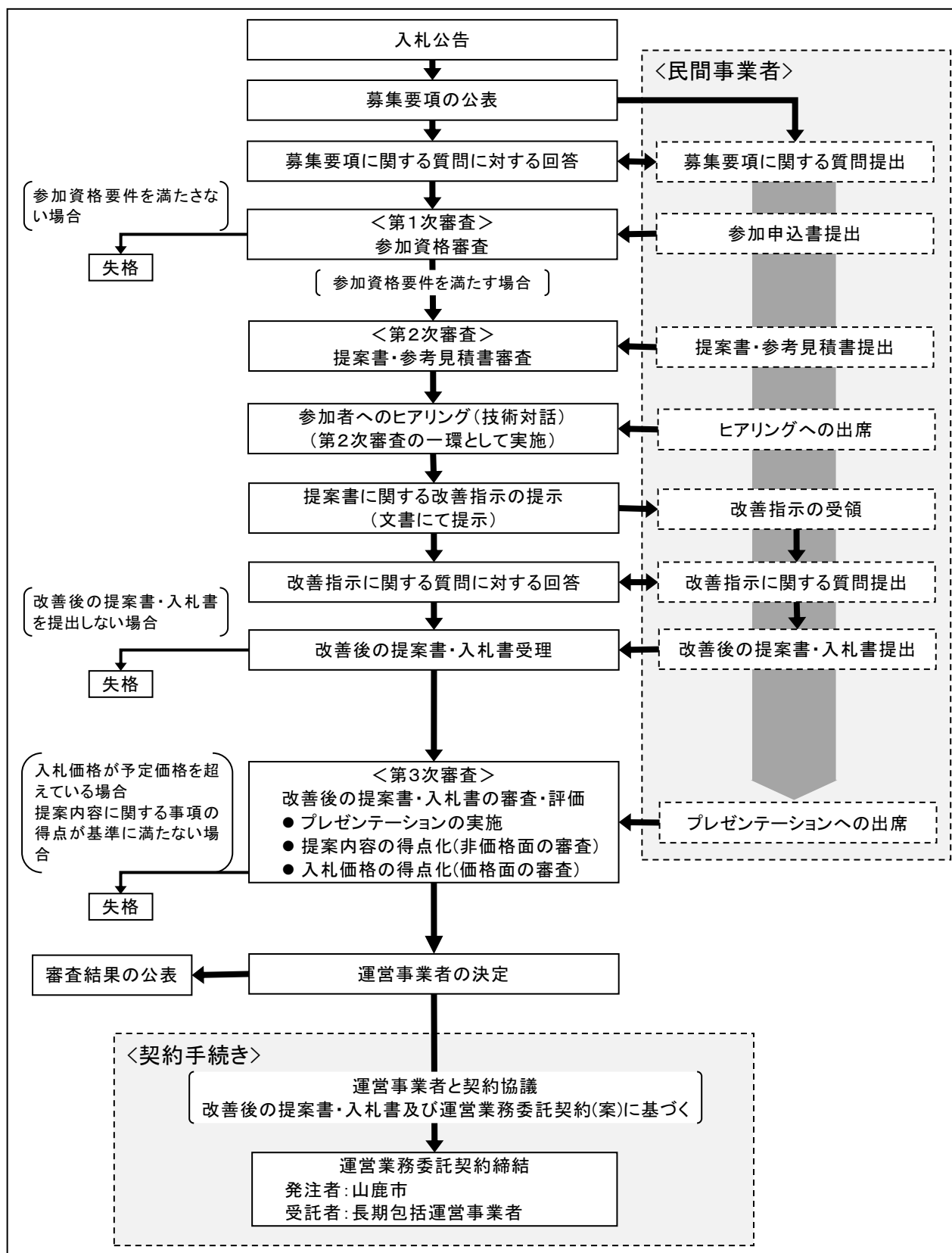


図1 契約締結までの流れ

表1 入札・契約等のスケジュール

| | | |
|---|--|--------------|
| ① | 入札公告 | 令和4年4月18日(月) |
| ② | 募集要項の公表 | 令和4年4月18日(月) |
| ③ | 募集要項(参加申込手続き)に関する質問の受付締切 | 令和4年4月21日(木) |
| ④ | 募集要項(参加申込手続き)に関する質問に対する回答 | 令和4年4月28日(木) |
| ⑤ | 募集要項(参加申込手続き以外の項目)に関する質問の受付締切 | 令和4年5月2日(月) |
| ⑥ | 募集要項(参加申込手続き以外の項目)に関する質問に対する回答 | 令和4年5月16日(月) |
| ⑦ | 参加申込書の受付締切 | 令和4年5月16日(月) |
| ⑧ | 参加資格審査結果の通知(第1次審査結果の通知) | 令和4年5月下旬 |
| ⑨ | 提案書及び参考見積書の受付締切 | 令和4年6月6日(月) |
| ⑩ | 提案書及び参考見積書の審査(第2次審査) | 令和4年6月下旬 |
| ⑪ | 入札参加者へのヒアリング(技術対話) (第2次審査の一環として実施) | 令和4年7月上旬 |
| ⑫ | 提案書に関する改善指示の提示(第2次審査結果の通知) | 令和4年7月中旬 |
| ⑬ | 提案書に関する改善指示への質問の受付締切 | 令和4年7月下旬 |
| ⑭ | 提案書等に関する改善指示への質問に対する回答 | 令和4年8月上旬 |
| ⑮ | 改善後の提案書及び入札書の受付締切 | 令和4年8月中旬 |
| ⑯ | 第3次審査の実施(プレゼンテーション・提案内容の得点化・入札価格の得点化・落札者の選定) | 令和4年10月上旬 |
| ⑰ | 審査結果の公表 | 令和4年10月中旬 |
| ⑱ | 契約協議 | 令和4年10月～11月 |
| ⑲ | 運營業務委託契約の締結 | 令和4年11月下旬 |

第2節 委員会の設置

本市は、運営事業者の選定に係る審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、「山鹿市環境センター長期包括運営事業受託者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置している。

委員会を構成する委員は、次のとおりである。

| 職 位 | 役 職 |
|-------|-------------------|
| 委員 長 | 中田 晴彦(熊本大学大学院准教授) |
| 副委員 長 | 阿草 哲郎(熊本県立大学准教授) |
| 委 員 | 山鹿市総務部長 |
| 委 員 | 山鹿市市民部長 |
| 委 員 | 山鹿市建設部長 |

第4章 参加者に関する事項

参加者は、以下の参加資格要件を全て満たすものとする。

また、本市は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類等から、入札参加者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。参加資格要件の確認基準日は、令和4年4月18日とする。

第1節 参加者の構成等

- (1) 参加者は、本入札説明書において公表する要求水準書に掲げる業務等を実施する予定の参加企業又は参加グループとする。
- (2) 参加グループにあつては、構成員の中から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が参加手続を行うこと。なお、参加企業は、代表企業を兼ねること。
- (3) 参加者は、本事業のうち主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。ただし、プラント部分の運営管理は、参加企業又は構成員が担当すること。
- (4) 参加者は、応募にあたり、参加企業、参加グループの場合は代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- (5) 参加企業の変更、代表企業の変更、参加グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 参加企業又は参加グループを構成する企業のいずれかが、他の参加企業又は参加グループを構成する企業となることは認めない。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定される親会社、子会社の関係にある会社は、それぞれが他の参加者として参加することはできない。（例として、親会社Aが参加者Aとして参加、子会社Bが参加者Bとして参加、子会社Cが参加者Cとして参加することを禁止するものである。）
- (8) 同一参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

第2節 参加資格要件

(1) 参加資格に関する要件

参加企業又は参加グループを構成する構成員は、参加資格審査申請書提出期限日において、下記①～⑤に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本市の「令和4年度建設工事競争入札参加資格者名簿」に清掃施設工事で業種登録している者。
- ③ 本市において、指名停止基準又は要綱等に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て又は通告の事実がある者でないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て又は旧和議法（大正11年法律

第 72 号) に基づき和議開始の申立てがなされている者でないこと (破産者で復権を得た場合を除く。)

- ⑥会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと (更生計画認可の決定がなされた場合を除く)。
- ⑦民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと (再生計画認可の決定がなされた場合を除く)。
- ⑧手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税並びに法人県民税、法人事業税、法人市民税等を本店・支店等において滞納していない者であること。
- ⑩破壊活動防止法 (昭和 27 年法律第 240 号) の適用となる者でないこと。
- ⑪暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) の統制の下にある者でないこと。
- ⑫廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者でないこと。
- ⑬前各号に掲げるもののほか、法令、規則等に違反している者でないこと。
- ⑭本事業に関する本市のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。
- ⑮「委員会」の委員と利害関係又は雇用関係のある者でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

参加者に求める業務実績は下記①のとおりである。参加グループで参加する場合は、参加グループ全体として下記①に示す要件を満たすこと。なお、参加者の会社の分割・合併・事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割・合併・承継が適切に行われ、かつ、分割・合併・承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明できる書類を提出すること。

- ①下記に掲げる条件を全て満たす地方公共団体(日本国内)の一般廃棄物処理施設において、運転・維持管理の実績を有していること。

(ア) 以下の項目を全て満たす施設であること。

- 平成 24 年 4 月 1 日以降に供用開始した施設であり、かつ、令和 4 年 3 月末時点において、延べ 1 年以上の安定的な稼働実績を有する施設であること。
- ストーカ方式で 1 炉あたり 23t/16h 以上の規模かつ複数炉で構成された施設であ

ること。

- (イ) 長期包括運営事業(ＤＢＯ事業又はＰＦＩ事業を含む)」の包括運営業務を元請として実施した実績を有すること。なお、「元請として実施した実績」とは、「自らが地方公共団体(日本国内)から直接に業務を請け負った実績」又は「自らが構成員となった企業グループもしくは特別目的会社が地方公共団体(日本国内)から直接に業務を請け負った実績」をいう。

第5章 入札に関する手続

第1節 入札説明書等(参加資格審査)に関する質問の受付

入札説明書等の参加資格審査に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和4年4月18日(月)から令和4年4月21日(木) 17時00分まで

(2) 質問の方法

入札説明書等に関する質問書(第1-1号様式)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受け付けない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows版)とする。

なお、電子メールによる提出後に、必ず着信を確認すること。

(3) 提出先

山鹿市市民部環境課環境センター管理室

T E L : 0968-41-8686

E-mail : kankyohcenter@city.yamaga.kumamoto.jp

第2節 入札説明書等(参加資格審査)に関する質問に対する回答

入札説明書等の参加資格審査に関する質問に対する回答書を次のとおり公表する。なお、電話及び口頭での回答等、個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

(1) 回答予定日

令和4年4月28日(木)

(2) 回答方法

全ての質問及び回答を本市ホームページにて掲載する。

第3節 参加資格審査申請書類等の提出

入札参加者は、様式集の記載に従い、参加資格審査申請書類等を提出する。

(1) 受付期間

令和4年4月28日(木)から令和4年5月16日(月) 17時00分まで

(2) 提出方法

持参、または郵送等とする。ただし郵送等の場合は提出期限内に必着すること。

(3) 提出先

〒861-0553 熊本県山鹿市石 416
山鹿市市民部環境課環境センター管理室
T E L : 0968-41-8686
E-mail : kankyohcenter@city.yamaga.kumamoto.jp

(4) 提出書類

提出書類は、正本 1 部を提出する。

- ① 参加表明書（第 2-1 号様式）
- ② 構成員または協力企業役割分担表（第 2-2 号様式）
- ③ 参加資格確認申請書（第 2-3 号様式）
- ④ 「入札説明書 第 4 章 第 2 節(2)」に規定する、運転・維持管理の実績（第 2-4 号様式）
- ⑤ 委任状（第 2-5 号様式）

以下の資料は、企業グループの場合は全員提出すること。

- ・会社概要
- ・業務経歴書
- ・登記簿謄本
- ・その他参加資格要件を証明する書類

第 4 節 審査方法等

1) 第 1 次審査の実施

(1) 審査方法

「参加資格審査申請書類等」により提出された書類について、本市が本説明書 8 ページに示す「参加者の参加資格要件」に示した要件を全て満たしているか確認する。なお、審査の結果、参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。

(2) 結果通知

第 1 次審査の結果については、参加の申し込みをした全ての参加者に通知する。なお、第 2 次審査の参加者として選定しなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた参加者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 5 日間（その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）がある場合においては、当該休日等を除く）。に限り、書面（様式は任意のものとする。）により、その理由について本市に説明を求めることができる。

(3) 現場説明及び現地見学

本市は、参加資格審査に合格した者（以下、「入札参加者」という。）に対して、現場説明及び現地見学を次のとおり行う。なお、入札参加者は、速やかに現場説明及び現地見学申込書（第 1-3 号様式）を山鹿市市民部環境課環境センター管理室に電子メールにより提出すること。また、入札参加者は、守秘義務に関する誓約書（第 1-4 号様式）及びホームページよりダウンロードした入札説明書等の資料を持参して参加すること。

① 現地説明及び現地見学実施日

令和4年5月26日（木）から令和4年5月31日（火）

② 時間及び場所

時間：9時00分から16時00分まで（入札参加者ごとに実施時間を指定する。）

場所：山鹿市市民部環境課環境センター

現地説明終了後、現地見学を行う。

(4) 図書閲覧

本市は、入札参加者に対する図書閲覧を次のとおり行う。図書閲覧を希望する入札参加者は、速やかに図書閲覧申込書（第1-5号様式）を山鹿市市民部環境課環境センター管理室に電子メールにより提出すること。なお、図書の複写または撮影は禁止とする。また、本市職員の立会いのもとに行うものとする。

① 実施日

令和4年5月26日（木）から令和4年5月31日（火）

② 時間及び場所

時間：9時00分から17時00分まで

場所：山鹿市市民部環境課環境センター

2) 第2次審査の実施

第2次審査の参加者として選定された参加者は、次に定めるところにより第2次審査を受けることができる。

(1) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

提出書類は、様式集に沿って作成するものとし、「参考見積書（第3-5号様式-①）」は正本1部、「事業提案書（第3-3号様式-①、第3-4号様式）」、「事業計画書（第3-6号様式）」は各正本1部、副本10部及び電子データ（Word又はExcel形式）を収録したCD-ROM2部を提出すること。

①参考見積書（第3-5号様式-①）：正本1部

②事業提案書（第3-3号様式-①、第3-4号様式）：正本1部、副本10部

③事業計画書（第3-6号様式）：正本1部、副本10部

④事業提案書（第3-3号様式-①、第3-4号様式）：PDF形式、事業計画書（第3-6号様式①～⑨）：Excel形式」を収録したCD-ROM：2部

(2) 提出書類作成要領

①参考見積書（第3-5号様式-①）

参加者の代表企業名で提示した様式を使用すること。なお、封緘の必要はない。

②参考見積書（第3-5号様式-①）以外の提出書類

提示した様式を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4判」縦置き横書き左綴じとする。また、提出書類の本文の文字サイズは10.5

ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、フォント(字体及び書体)については指定しない。

提出書類に、施設等の写真やイメージ図、画像等を引用する場合は、参加者の責任において使用することとし、引用元を明示すること。

副本の表紙及び内容には、様式内に別途指示がある場合を除き、参加者を直接的に特定できる記述(会社名やロゴマークなど)は行わないこととし、参加資格審査結果の通知に記載されている参加者名称を記入すること。

(3) 提出場所

山鹿市市民部環境課環境センター管理室

(4) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、いずれも、FAX 又は電子メールによる提出は認めない。また、書類の分割提出は認めない。

(5) 提出期限

令和4年6月6日(月) 17時00分まで

(6) 審査方法等

本市は、提案書全体について様式集に沿った構成となっていること、及び同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないことを確認する。また、参加者が提案書において提案した内容が要求水準を満たしているか確認する。

(7) 提案内容に関するヒアリング(技術対話)

本市は、参加者が提出した提案書に関するヒアリング(技術対話)を実施する。

ヒアリング実施日時は、令和4年7月上旬とし、提案書を提出した参加者に対して日程、場所等を別途通知する。

(8) 提案書に関する改善指示

本市は、提案書の審査結果及びヒアリング結果を踏まえ、提案書に関する疑義(参加者が提案した内容では要求水準を満たすことができない場合等)をとりまとめ、「提案書に関する改善指示」として、令和4年7月中旬に文書にて参加者ごとに個別に提示する。

参加者は第3次審査に向け、本市が提示する「提案書に関する改善指示」を踏まえて提案書の改善を行ってもよい。

3) 改善指示に関する質問の受付

本市は、「提案書に関する改善指示」への質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

入札説明書等に関する質問書(第1-1号様式)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとし、必ず着信を確認すること。また、提出に当たっては、表題を「改善指示に関する質問書提出 事務局宛」とすること。これ以外(電話、FAX 及び口頭等)による質問は受け付けない。提出にあたって使用するソフトは、

「Microsoft Word」(Windows 版)とする。

(2) 質問書送付先

山鹿市市民部環境課環境センター管理室

E-mail : kankyohcenter@city.yamaga.kumamoto.jp

(3) 質問受付期限

令和4年7月下旬

(4) 質問への回答

参加者ごとの質問に対する回答を次に掲げる期日に質問を提出した参加者ごとに電子メールにて回答を送付する。(提案書に関する改善指示は参加者ごとに個別に指示する内容であるので、質問を提出した参加者ごとに個別に回答し、各参加者からの質問及びそれに対する回答の全ては公開しない。)なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

回答日 令和4年8月上旬

4) 第3次審査の実施

第2次審査を経た参加者は、次に定めるところにより第3次審査を受けることができる。

(1) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、改善後の提案書及び入札書を提出する。なお、改善後の提案書の内容及び改善後の事業計画書の記載金額は、本市が提示した改善指示を踏まえて変更しても構わない。

提出書類は、様式集に沿って作成するものとし、「入札書(第3-5号様式-②)、事業内訳書(第3-6号様式-①~②)及び構成員または協力企業役割分担表(第2-2号様式)、委任状(第2-5号様式)」は各正本1部、「改善後の事業提案書(第3-3号様式-②、第3-4号様式)、改善後の事業計画書(第3-6号様式-③~⑨)」は各正本1部、副本10部及び電子データ(改善後の事業提案書(第3-3号様式-②、第3-4号様式):PDF形式、改善後の事業計画書(第3-6号様式③~⑨):Excel形式)を収録したCD-ROM2部を提出すること。

- ①入札書(第3-5号様式-②)、事業内訳書(第3-6号様式-①~②): 正本1部
- ②改善後の事業提案書(第3-3号様式-②、第3-4号様式): 正本1部、副本10部
- ③改善後の事業計画書(第3-6号様式-③~⑨): 正本1部、副本10部
- ④改善後の事業提案書(第3-3号様式-②、第3-4号様式): 正本1部、PDF形式でデータを収録したCD-ROM2部
- ⑤改善後の事業計画書(第3-6号様式-③~⑨): 正本1部、Excel形式でデータを収録したCD-ROM2部
- ⑥構成員または協力企業役割分担表(第2-2号様式): 正本1部
- ⑦委任状(第2-5号様式): 正本1部

(2) 提出書類作成要領

①入札書（第 3-5 号様式-②）、事業内訳書（第 3-6 号様式-①～②）

参加者の代表企業名で提示した様式を使用すること。入札書及び事業内訳書（正本 1 部及び CD-ROM 2 部）は封筒に入れ厳封したうえで封筒の表面には総合評価参加資格審査結果の通知に記載されている総合評価参加者名称を記入すること。なお、封筒の色・サイズ、封緘方法については指定しない。

②構成員または協力企業役割分担表（第 2-2 号様式）

提示した様式を使用すること。

③委任状（第 2-5 号様式）

提示した様式を使用すること。

④入札書（第 3-5 号様式-②）、構成員または協力企業役割分担表（第 2-2 号様式）及び委任状（第 2-5 号様式）以外の提出書類

提示した様式を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き日本工業規格「A 4 判」縦置き横書き左綴じとする。また、提出書類の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、フォント（字体及び書体）については指定しない。

提出書類に、施設等の写真やイメージ図、画像等を引用する場合は、参加者の責任において使用することとし、引用元を明示すること。

副本の表紙及び内容には、様式内に別途指示がある場合を除き、参加者を直接的に特定できる記述（会社名やロゴマークなど）は行わないこととし、総合評価参加資格審査結果の通知に記載されている総合評価参加者名称を記入すること。

(3) 提出場所

山鹿市市民部環境課環境センター管理室

(4) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出するものとし、いずれも、FAX 又は電子メールによる提出は認めない。また、書類の分割提出は認めない。

(5) 提出期限

令和 4 年 8 月中旬

(6) 審査方法等

プレゼンテーションを令和 4 年 10 月上旬に実施した上、委員会において、「山鹿市環境センター長期包括運営事業落札者決定基準」に基づき評価する。なお、プレゼンテーションを実施する時間、場所等は、第 3 次審査を受ける参加者に対し、別途通知する。

(7) 落札候補者選定

委員会は、非価格要素評価点と価格評価点の得点を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い入札参加者を落札候補者として選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が 2 以上ある場合は、入札価格の低い入札参加者を落札候補者として選定し、入札価格も同額である場合は、くじ引きにより落札候補者を選定する。

本市は、委員会における落札候補者の選定を受けて、落札者を決定する。

(8) 結果通知

審査の結果については、第 3 次審査の参加者の全てに文書で通知するとともに、審査結果を公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

第 6 章 その他

第 1 節 入札に関する留意事項

1) 募集要項の承諾

参加者は、応募資料の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

応募に至るすべての手続きのうち、参加者が実施する行為に関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行うこととする。

3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札書類の提出に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募資料の著作権は、参加者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本市は参加者と協議の上、必要な範囲において応募資料の公表を行うことができることとする。契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

5) 応募資料の取扱い

提出された応募資料については、本市の承諾無く、引換え、書換え、または撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

6) 本市が提示する参考資料の取扱い

本市が提示する参考資料は、入札書類の作成に係る検討以外の目的で使用してはならない。

7) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札額の 100 分の 10 を徴収する。

8) 入札無効に関する事項

次の各号の一に該当する場合、当該入札は無効とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業提案書は、無効とする。

① 所定の日時を過ぎて到着した事業提案書

② 文字の解読しがたい事業提案書

③ 氏名もしくは押印のない事業提案書、

またはこれらが鮮明でない事業提案書

- ④ 連合その他不正によってなされたと認める事業提案書
- ⑤ 委任状の提出がない代理人が提出した事業提案書
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である事業提案書
- ⑦ ①から⑥に掲げるもののほか、

入札説明書等に記載する条件に違反した事業提案書

(2) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加の資格がない者のした入札
 - ② 所定の日時を過ぎて到着した入札
 - ③ 入札事項を記載しない入札、または一定の数字をもつて価格を表示しない入札
 - ④ 入札者、またはその代理人が当該入札について、2通以上の入札書を提出した入札
 - ⑤ 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をした入札
 - ⑥ 入札書に金額、氏名若しくは押印のない入札、またはこれらが鮮明でない入札
 - ⑦ 連合その他不正によってなされたと認める入札
 - ⑧ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、入札説明書等に記載する条件に違反した入札
- (3) 参加資格審査の確認の結果、当初、参加資格があると認められたが入札書類の提出日までに入札説明書等「第4章 第2節 参加者に関する事項」に掲げるいずれかの要件に該当しなくなった者は、参加することができない。ただし、企業グループで参加資格の確認を受けた者であって、入札説明書等「第4章 第2節 参加者に関する事項」に掲げるいずれかの要件に該当したグループの代表者以外の企業が企業グループから離脱し、グループの代表者を含む残りの構成員、または新たな構成員の加入によって参加資格及び入札参加者の構成等の要件を満たす場合であって、かつ事前に書面による本市の承諾を得た場合は、参加できるものとする。

9) 入札の辞退

参加者は、次に定めるところにより、入札への参加を随時辞退することができる。

(1) 提出書類

提出書類は正本(押印したもの)1部を提出する。

①入札辞退届(第3-1号様式)

(2) 提出場所

山鹿市市民部環境課環境センター管理室

(3) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、FAX又は電子メールによる提出は認めない。

(4) 提出期限

令和4年8月中旬 ※第3次審査の提出書類の提出期限の日まで

10) 入札の延期等

本市が必要と認めたときは、入札書類の受付を延期、中止、または取り消すことがある。

この場合、本市及び入札参加者は、各自の費用を自己負担する。入札参加者は、本市に対して、損害賠償請求をすることはできない。

11) 入札参加者が1者の取り扱い

入札参加者が1者の場合も落札者決定基準に従い審査を行う。

12) 予定価格の公表

本事業の予定価格は後日公表する。

13) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

第2節 その他

本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第3節 問い合わせ先

〒861-0553 熊本県山鹿市石 416

担当課：山鹿市市民部環境課環境センター管理室

T E L : 0968-41-8686

F A X : 0968-41-8687

E-mail : kankyohcenter@city.yamaga.kumamoto.jp

ホームページ : <https://www.city.yamaga.kumamoto.jp>